

韓国における勤労税額控除制度(EITC)の導入について
*Earned Income Tax Credit

2007. 06. 15

財 務 省
財務総合政策研究所
客員研究員 金 今男

1. 韓国の EITC(還付可能な勤労税額控除)の概要

- ◇ 目標：勤労とリンクした給付を通じて勤労インセンティブを高めることにより低所得勤労世帯の極貧層への墜落を予防し、福祉と経済活性化を共に図る
- ◇ ターゲット：次上位「勤労」貧困層の経済的自立を支援
- ◇ 法律形態：所得税体系内で運営するが、当分は所得税法ではなくて租税特例制限法(租税特別措置法)に規定・運営し、定着する段階で所得税法に吸収する予定
 - * 現在の所得税は、主に所得控除方式を取り、税額控除は二重課税の防止等その対象が限られ、税額控除額が納付すべき税額を超える場合にも還付はしない。
- ◇ 給付(勤労奨励金)の限度額：80 万ウォン(約 10.7 万円)
- ◇ 勤労奨励金の受給対象(申請資格)
 - 適用単位：家族(世帯) ← 所得税：個人
 - 対象者：勤労所得者
 - 申請資格：以下の三つの要件を全て満たす世帯
 - －18 歳未満(当該年の 12 月 31 日現在)の子供を 2 人以上扶養
 - －当該年度における世帯(夫婦)の合計所得が 1,700 万ウォン未満
 - －無住宅者として財産の合計額が 1 億ウォン未満
- ◇ 勤労奨励金の算定及び支給
 - 模型：漸増(Phase-In、+10%)－平坦(Plateau、80 万ウォン)－漸減(Phase-Out、-16%)の形態
 - 支給：適用対象者に総合所得税の申告期間中(翌年 5.1~5.31)に申告させ、国税基本法上の還付の手続きにより支給(一般会計)

2. 導入の背景

- 経済のグローバル化等により所得の格差が広がり、勤労貧困層 (working poor 問題) が拡大
- 次上位勤労貧困層は、国民基礎生活保障制度は勿論のこと、老齢・疾病・失職等の社会的な危険から保護する社会安全網から外れている*

〈 低所得者の分類方 〉

- －基礎生活保護者；世帯の所得が最低生計費(2007年4人家族月120.6万ウォン、16万円)に至らない者が対象で、得た所得と最低生計費の差額を給付
- －次上位階層；世帯の所得が最低生計費の120%以下の者として基礎生活保護の受給から除外された階層で、決まった給付はない。

* 2005年の場合、次上位階層の4大保険への加入率を見ると、医療保険を除いて、国民年金**35.9%**、産災保険**34.9%**、雇用保険**31.9%**に留まる

- 既存の低所得者保護のための制度(基礎生活保障制度)の問題点
 - 受給対象者が極貧層に墜落した後事後的に支給し、しかも最低生計費未滿の所得に対する補充的な保障により、勤労へのデインセンティブが強く働き、貧困層の経済的な自立の支援に非効率的
- 福祉に対する国民的な需要が増えつつある中、租税・福祉行政の効率性及び公平性を高める必要
 - 勤労奨励税制を導入することにより所得把握インフラを一層整備し、国民年金等社会保険料の適正な負担を求め、また、基礎生活保護等適正な社会福祉の受給に役立てる。
- アメリカ・イギリス・フランス等主要国では、低所得層の支援において既存の補充的な所得支援による福祉政策(Welfare)から勤労にリンクした所得支援(Workfare)のシステムに転換・発展中

3. 導入の経過

- 2003. 2、現大統領当選者の政権引受委員会が EITC の導入を提示
- 2004. 11～2005. 7、EITC の導入の妥当性に対する検討、公聴会等開催
*予算当局は躊躇い、社会福祉当局は基礎生活保護制度と統合希望
- 2005. 8、政府、EITC の導入を決定 ⇒ 基礎生活保護制度と分離
- 2005. 8、12、国税庁に「所得把握インフラ推進団」設置(8月)、財政
経済部に「EITC 推進企画団、1局2課、10人」設置
- 2006. 1～8、EITC の設計のために専門家の意見集約等(40回)
- 2006. 5～8、全国民を対象に EITC の名称を公募及び選定
EITC を「勤労奨励税制」、その給与を「勤労奨励金」
- 2006. 8～9、政府案確定、法律案国会提出
- 2006. 12、法律案国会議決(通過)・公布(2008年施行、2009年支給)

4. 勤労奨励税制の導入のための主な取り組み(本法の整備以外)

- 所得把握体制の整備
 - 日雇勤労者及び非課税・分離課税される利子・配当所得に対する支給調書の提出の義務化(05年) ← 中小企業の反発
 - 基礎受給者・4大保険(健康保険・国民年金・雇用・産災保険)の資料等、公共機関が保有している所得資料を国税庁が活用可能にする根拠の整備
 - 2009年からは、国税庁の下に「社会保険料徴収公団」を設置し、4大社会保険料を統合徴収する予定になっているので所得把握体制がもっと整備されると期待(関連法案が現在国会審議中)
 - 現金領収証制度の施行(05年)
 - 消費者相手業種(小売・飲食・宿泊等)に対する現金領収証加盟店の加入を義務化(06年)
- 税務行政の拡充
 - 税務職員約1千人を増える計画で調整中

5. 勤労奨励税制の法律的体系

□ 勤労奨励金の法的性格を考えると、所得税法に規定するのが筋

○ 勤労奨励金は還付可能な税額控除(refundable tax credit)制度であるという性格から所得税法の体系内で運用

— 勤労奨励税制の適格者が当年度に納付すべき所得税額がある場合には、決定された勤労奨励金と相殺し、当年度の勤労奨励金が納付すべき所得税額を超える場合には還付

○ 従って、勤労奨励税制を所得税法に規定することが妥当という側面が強い

□ しかし、当分は、租税特例制限法(租税特別措置法)に規定して運営し、制度が定着すれば、所得税法に吸収する予定

○ 制度導入の初期段階では、弾力的な立法が可能であり、これからの適用対象の拡大等法技術的な側面を考え

* アメリカの場合にも最初の導入の時(1975年)には、特別法(Tax Reduction Act 1975)に規定し、制度が定着された後(1978年)に内国歳入法(IRC)に吸収

** 現在、EITCを施行している国のうち、アメリカ、フランス、ニュージーランド、カナダ、オランダ等は所得税法に、イギリス、オーストラリア等は特別法に規定されている

○ また、勤労奨励税制の所得税との相違(適用単位、還付可能性、対象等)との関係も考慮すれば、特別法の方が柔軟性を持つ

6. 勤労奨励税制の内容

(1) 適用単位；家族(世帯)

- 韓国の所得税の課税単位は個人単位であるが、勤労奨励税制が低所得世帯を支援するための税制と福祉を一体化した制度であるので、家族単位としての適用は止むを得ない。→ 今まで個人別に構築された国税庁の所得・財産資料を世帯単位に再構築する作業が必要

*イギリスも所得税の課税単位は個人単位であるが、WTC(Working Tax Credit)は家族単位

(2) 勤労奨励金の適用対象；勤労者

- 勤労奨励税制を適正に運営するためには、正確な所得の把握が最も重要な課題

○ 勤労者(日雇勤労者を含む)の場合、雇用主の賃金支給調書等によりその所得の大部分が把握されているが、事業者(主に自営業者)、農家等は所得の把握水準がまだ高くない。

ーまた、農漁家の場合、農業所得税が非課税となっていることに加え、政府からの国民年金・健康保険料の支援、農業直払制等多様な支援制度が設けられているので、勤労奨励税制の適用の必要性が相対的に低い。

(3) 勤労奨励金の申請資格；以下の三つの要件を全て満たす勤労者世帯

- ①18歳未満(当該年度の12月31日現在)の子供を2人以上扶養
- ②当該年度における世帯(夫婦)の合計所得が1,700万ウォン未満
- ③無住宅者として財産の合計額が1億ウォン未満

①18歳未満(当該年の12月31日現在)の子供を2人以上(重症障害のある子供は年齢制限なし)扶養

- 制度の安定的な定着のために出発は、所得把握の体制がある程度整えている勤労者のうち、支援の必要性が相対的に高い2人以上の子供を扶養する世帯に限定し、段階的に適用対象と給与水準を拡大していく計画

*アメリカの場合も、初め(75年)~93年は子供を持つ世帯に限定して適用され、又イギリスも71年~02年は同じく、オーストラリア及びニュージーランドは現在も子供を持つ世帯に限定して適用

- このように制限することにより、全体勤労者世帯の27.2%が適用対象になる。

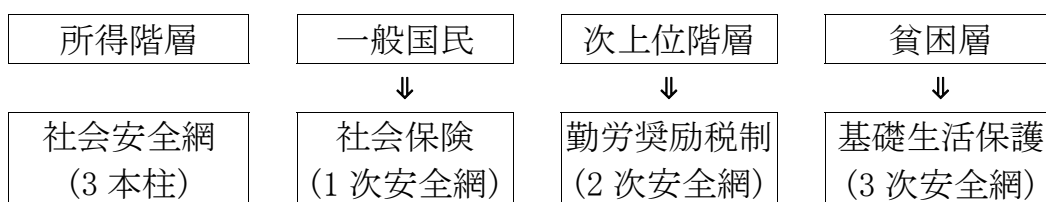
②当該年度における世帯(夫婦)の合計所得(事業所得等必要経費の控除が認められる所得の場合は純所得)が1,700万ウォン(約225万円)未満

- この金額は親子4人家族最低生計費の1.2倍であるが、勤労奨励税制のターゲットが社会安全網の死角地帯に置かれている次上位階層(最低生計費の1.2倍以内の所得層)を支援するものであることを考慮

○また、この金額はOECD基準による相対的貧困層(中位所得の50%以下)の所得水準でもある。

- この制度の導入によって3本柱の社会安全網が整備され、社会安全網の死角地帯は一応解消されると認識

(所得階層別の社会安全網)



*05年現在、貧困層のうち、基礎生活受給者は全体国民の3.1%である151万人(81万世帯)であり、次上位階層はその5.4%の263万人(110万世帯)であると推定される。

③無住宅者として財産の合計額が1億ウォン未満

- EITC を施行している国では、一般的にその申請資格に財産基準を採用していないが、韓国においては所得の把握水準がまだ正確ではないことに鑑み、財産基準も採択
- 1億ウォンの基準は、次上位階層の平均的な財産及び負債が各々7,100万ウォン、2,800万ウォンであることと、国民住宅規模以下住宅の平均的な公示価格が1億ウォンであることを合わせて考慮

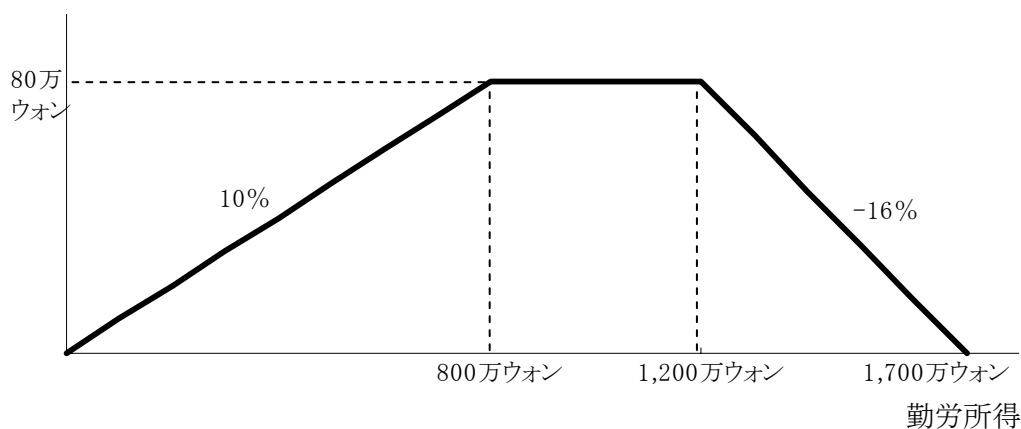
《 勤労奨励税制の適用範囲の拡大計画 》

	勤労者適用段階		事業者拡大段階	全面施行段階
	1段階 (08～10年)	2段階 (11～13年)	3段階(14年～)	4段階(未定)
適用対象	子供2人以上、 無住宅等	子供1人以上	子供1人以上	子供制限なし
適用世帯 (全勤世帯)	約31万世帯 (3.6%)	約90万世帯 (10.5%)	約150万世帯	約360万世帯
必要予算	₩1千5百億	₩4千億	₩1兆	₩2.5兆

(4) 勤労奨励金の算定

- 勤労奨励税制の模型

勤労奨励金



- 最大適用所得：1,700万ウォン(225万円)

○最低生計費の1.2倍で、次上位階層の基準になる水準

□ 給付(勤労奨励金)の限度額：80万ウォン(約10.7万円)

○勤労所得以外の所得があった場合、その所得を含めた合計額でこの制度の適用資格があるかどうかを判断するだけで、給付額を計算する際は勤労所得以外の所得は除外

*アメリカの場合、導入当時は400ドル(2005年現在は子供2人以上の場合、4,400ドル、153万円)を限度にした。

□ 勤労奨励金の算定

世帯の年勤労所得	勤労奨励金
① 0～800万ウォン	勤労所得 × 10%*
② 80万～1,200万ウォン	80万ウォン
③ 1,200万～1,700万ウォン	(1,700万ウォン－勤労所得) × 16%

* 勤労者が負担する社会保険料(7.19%)を考慮

○実際には、施行令で所得1万ウォン単位の「勤労奨励金算定表」を置いて運営

○親子4人家族の課税最低限が平均1,646万ウォン(2005年帰属所得)であることを鑑みると、対象になる世帯は算定された勤労奨励金のほぼ全額の還付を受けられると展望

(5) 勤労奨励金の申請・支給等行政手続き

□ 申請主義を採択

○総合所得税の申告期間(翌年5.15～5.31)に申告

ーただ、申告においては、「勤労奨励金申請書」と「勤労奨励金申請明細書」のみ提出すると、住民票・預金残高・土地台帳等財産の証憑書類は公共機関行政資料共有制度により、税務署側で直接確認し、不備なものだけ提出を要求

□ 勤労奨励金の決定及び支給

○原則的に申請期間経過後3ヶ月(8月末)以内に決定、決定後30日以内に支給(国税基本法によって還付) ⇒ 一般会計

* 不服の場合にも国税基本法によって申出

□ 不正受給の防止対策

○受給要件の虚偽記載等故意・重過失による虚偽申請の場合は2年間、所得資料の偽造等詐欺その他不正な方法による虚偽申請の場合は5年間、勤労奨励金の支給を制限し、該当勤労奨励金を追徴

* 30年間EITCを施行しているアメリカでは、誤謬支給額がEITC支給額の30%にのぼるといふ。

〈アメリカの誤謬支給の類型〉

誤謬の類型	過多請求額(百万ドル)
合計	11,118(100%)
□ 非適格子供を申請	3,284(29.5%)
□ 夫婦合算非申告	2,724(24.5%)
□ 非適格子供の申請及び夫婦合算非申告	1,984(17.8%)
□ 所得過少申告	1,494(13.4%)
□ その他確認されない	1,632(14.8%)

(資料；財経部)

** 韓国においては、全国民に対する住民番号制度、保有財産・預貯金に対する確認可能なシステムの整備等により、不正受給はそれほど大きな問題にならないと予想

〈 参考 〉 主要国の EITC 比較

	韓国	アメリカ	イギリス	フランス
名称	勤労奨励税制	EITC	WTC(Working Tax Credit)	PPE (Prime pour l'Emploi)
導入	2006 年 (08 施行)	1975 年	•88: Family Credit •99: WFTC •03: WTC	2002 年
運営主体	国税庁	国税庁	国税庁	国税庁
適用単位	世帯	世帯	世帯	世帯
最大給与額 (子供2人)	₩80 万 (11 万円)	\$4,400(53 万円) (05 年)	£3,875(93 万円) (05 年)	€605(10 万円) (05 年)
最大所得 (円)	₩1,700 万 (224 万)	\$37,263(450 万) (05 年)	£13,910(335 万) (05 年)	€24,547(400 万) (05 年)
受給世帯 (04 年基準)	31 万世帯 (全体の 1.8%)	220 万世帯 (19.5%)	180 万世帯 (7.3%)	880 万世帯 (25.9%)
予算 (04 年)	₩1,500 億(政府 支出の 0.08%)	\$380 億 (0.81%)	£ 43.5 億 (1.14%)	€24.5 億 (0.3%)

(資料：財政経済部)

〈 アメリカの EITC の模型 〉

